

平成 28 年度 第 1 回南島原市入札監視委員会 概要報告書

開催日時	平成 28 年 6 月 7 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分
開催場所	南島原市役所 3 階 D 会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>① 有馬キリシタン遺産記念館改修工事</p> <p>② 南島原市観光・防災 Wi-Fi ステーション整備業務委託</p> <p>③ 南有馬運動公園グラウンド整備工事</p> <p>④ 北有馬中学校体育館照明改修工事</p> <p>⑤ 野向地区配水管布設替工事</p> <p>⑥ 配水管布設替詳細設計業務委託（下水追加分）</p> <p>3. 質疑案件</p> <p>① 最低制限価格のないコンサルタント業務の品質保証について</p> <p>② 不落が増加している原因について</p> <p>③ 災害復旧工事の発注事務について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>
出席者 （委員）	<p>委員長 梅本 義信 委員 中村 良治</p> <p>委員 本田 博徳 委員 岩本 公明</p>
（南島原市）	<p>副市長 山口 周一</p> <p>総務部長 宮崎 太</p> <p>総務部 管財契約課長 小林 道昭</p> <p>“ 契約班長 隈部 修司</p> <p>“ 契約班 敷島 和章</p> <p>企画振興部 企画振興課長 内田 繁治</p> <p>“ 地域政策班 山口 良介</p> <p>“ 商工観光課長 金子 邦彦</p> <p>“ 観光振興班長 佐々木 航</p> <p>“ 観光振興班 梶原 和隆</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課長 山崎 康德</p> <p>“ 施設管理班長 吉田 賢広</p> <p>水道部 上水道課長 加納 孝</p> <p>“ 維持管理班長 吉永 幸徳</p> <p>“ 維持管理班 伊徳 勝二</p>

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の報告について</p> <p>① 有馬キリシタン遺産記念館改修工事 (抽出理由) ・失格者が多いのは何故か</p> <p>② 南島原市観光・防災 Wi-Fi ステーション整備工事 (抽出理由) ・参加業者が3者と少なく、落札者以外は超過している ・積算が見積りであれば、見積り業者等の決裁等について</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>工事入札をするにあたり、設計を外部委託した。 出来上がった設計をもとに都市計画課へ積算を依頼した。 縦覧設計に関しては、基本的に単価表等を参考にしている旨を備考欄に表記している。</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>本工事は建築工事であるため、積算については見積金額に若干の幅はあるが、縦覧設計書において、積算の際に使用した参考図書などを明示しているため、市側の積算と入札参加者の積算方法に相違はなかったと判断している。</p> <p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>・入札までの経緯 当該工事における入札参加資格のある業者は県内33者で、そのうち、公告当初、入札参加届出書を提出した業者は全部で6者あったが、開札前までに3者から参加の取り</p>

<p>(委員) 関連機器の金額の差であるのか。</p> <p>(委員) 見積り業者(選定)は合議ということだが、書面は作成しているか。</p> <p>(委員) 見積もり業者数の規定はあるのか。</p>	<p>下げがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加業者が少なかった理由 Wi-Fi 機器などの施設整備に加え、ソフトウェアを含めたシステム構築や環境設定を伴う特殊工事であったため、結果として参加者が少なかったものと思われる。 ・落札者以外は超過となった理由 入札の際に同時に提出された、工事費内訳書を確認したところ、施設・設備費（機器関連）において金額の差があった。 これらの機器については、入札説明書において詳細に示しており、加えて、業者から質問のあった6項目においても、開札前までに回答をしているため、積算内容（方法）に関する相違はなかったものと考えている。 ・見積り業者（選定）の決裁について（事務局） 南島原市の決裁規定には無く、見積業者の選定については、担当課の合議により決定している。 （担当課） 今回は4者に見積り依頼を行い、2者の協力が得られたため、それを参考に積算を行った。 <p>(事務局) そうである。</p> <p>(事務局) 課長までの決裁を得ている。</p> <p>(事務局) 平成24年に管財契約課長から、2者以上から徴取するよう通知をしているため、その基準をもとに行っている。</p>
--	---

<p>(委員)</p> <p>見積りを依頼した4者のうち、2者提出があったということだが、入札にも参加したのか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>応礼はしている。</p>
<p>(委員)</p> <p>見積りを徴取する際には、官製談合等の疑念を持たれないよう、注意しておく必要があり、適切に書類を調べておくべきである。</p> <p>合議についても、課内決裁でよいのか、部内決裁が必要であるかなどを定めておくべきではないか。</p> <p>金額によっても違うと思われるが、何者から徴取するか、特定の見積り業者は情報面からも有利になるということも考慮して、慎重に行うべきである。</p> <p>以上のことは、市全体として注意してもらいたい。</p>	<p>(担当課)</p> <p>承知した。</p>
<p>(委員)</p> <p>見積りを辞退したところは、入札に参加していないのか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>参加していない。</p>
<p>(委員)</p> <p>長崎県においては、地滑り工事など、施工もできる業者のうち、設計・積算した業者は入札に参加させてない。</p>	
<p>(委員)</p> <p>特殊な工事等は、市で見積りをとらないと、設計できないないという認識で間違いないか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>そうである。</p>
<p>(委員)</p> <p>長崎県も同じ状況である。ただし、見積り徴取の方法について確認をしたかった。</p> <p>おそらく日本全国、他の自治体でも同じような状況ではないか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>そのように思われる。</p>

<p>(委員) 今回見積りを依頼した業者は、無償で依頼をしているのか。</p> <p>(委員) 見積りにおいて、設計委託をしたものと、無償で依頼したときの取扱いは違うと思われるが、考慮すべきである。</p> <p>(委員) 今回見積りのあったものは、工事費や人件費等の内容をミックスして積算したのか。</p> <p>(委員) 見積りを徴取する際には、内容についても協議を行っておくべきである。</p>	<p>(担当課) そうである。</p> <p>(事務局) 機器単価の違いである。</p> <p>(事務局) 今後も条件をそろえて、見積り依頼を行うこととする。</p>
<p>③ 南有馬運動公園グラウンド整備工事 (抽出理由) ・失格者が多数に及んでいるのは何故か、その理由は何か。</p> <p>(委員) そういうものなのか。</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>各業者は最低制限価格に係る係数の下限である 0.995 を目指して入札した結果としてとらえている。当該工事のランダム係数は 1.001 であり、失格者が多数となった。</p> <p>(事務局) 本工事においては、土木工事ということもあり、いずれの業者においてもほぼ同金額で積算しており、落札を目指す業者は、最低制限価格の下限額を目途に入札している。</p>

<p>④ 北有馬中学校体育館照明改修工事 (抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者を除き全者失格となっているが、その理由は何か。 ・また、1者が無効となっているが、その理由は何か。 <p>(委員) 業者間の機器の単価にばらつきがあったということだが、内容はということか。</p> <p>(委員) 失格が多かったということは、機材費を安く見積もったということか。</p> <p>(委員) ①の抽出案件については、縦覧設計において詳細に明示しており、業者間で大きな差はなかったという説明であったが。</p> <p>(委員) 基準書等(積算資料・物価版)を掲載している訳ではないのか。</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者以外の失格について 入札の際に同時に提出された、工事費内訳書を確認したところ、直接工事費及び諸経費においても金額にばらつきがあった。 直接工事費のうち、製品代金が多くを占めるため、入札者の金額設定に差があったものと思われる。 ・1者が無効となった理由 工事費内訳書の提出がなかったため。 <p>(担当課) 通常、建築工事などについては、見積り金額は提示していない。今回については、摘要欄に「カタログ」というように表示し、数値は表示していないため、業者の判断によるもの。 また、LED設置の発注実績も少なく、金額設定が難しかったものと思われる。</p> <p>(担当課) そのように考えられる。</p> <p>(事務局) 両件とも、見積金額そのものを明示しているわけではなく、適用内容を公表している。内容については同様である。</p> <p>(担当課) そうである。</p>
---	--

<p>⑥ 配水管布設替詳細設計業務委託(下水追加分)</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札額が他に比べて低すぎるのは、最低制限価格がないことが理由か。 ・落札金額が予定額の 50%以下で、1 者のみ極端に低いが、その理由は何か。また、成果品の状況はどうか。 <p>(委員)</p> <p>受注するに当たり、その業者は有利であったのか。</p>	<p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札額が低い理由 南島原市発注のコンサルタント業務においては、最低制限価格の設定がないため、価格が最も低い業者が落札者となる。 ・1 者が極端に低い理由 受注したいという業者の意志の表れであるにとらえている。 当該業者においては、履行形態の工夫等により、実施可能と判断されたものとして考えている。 <p>(担当課)</p> <p>落札額が他に比べて低すぎるのは最低制限価格がないことが理由でもあるが、平成 27 年度は、本課企画整備班の業務委託も受注していたため、地域性に精通し配管の位置関係も詳しく業務を円滑に進めることができるとの判断だと考えている。また、他の業務と履行期間が重複していたことにより人件費及び交通費等の経費が削減でき、50%以下で受注できたものと考えられる。</p> <p>(担当課)</p> <p>偶然ではあるが、他の担当課発注分の業務も履行中であったため、並行して南島原市での業務が可能であったことは、人件費等も削減できると予想できたのではないか。 当該業務である詳細設計については、地域精通度の高い業者が優位であると考えられる。</p>
---	--

<p>(委員) 当該業者は実績があるのか。</p>	<p>(担当課) 平成 26 年度、27 年度において実績がある。</p>
<p>(委員) 業者によって、金額に大きな違いがあるが、見積りの中身の違いはどこにあるのか。差異はどこにあるのか。</p>	<p>(担当課) 国庫補助における事務必携に基づき、設計を行っているので、直接業務費までは違いはないと思われる。 あとは、業者の受注意欲により、諸経費をどうとらえるかの違いになるのではないかと。 ちなみに、設計全体からすると、直接人件費比率は 43%である。</p>
<p>(委員) 技術経費と一般管理費を、かなり落としているものと考えている。</p>	<p>(担当課) 人件費については、他課発注分を並行作業できることで、安価で実施可能と考えたのではないかと。</p>
<p>3. 質疑案件</p>	<p>これまで、南島原市が発注したコンサルタント業務の成果物として未完成となったものはなく、検査においても業務完了報告書等をもとに各担当部署が行ってきた。 成果品の品質として認められなかったという案件はこれまでに報告がない。</p>
<p>(1) コンサルは最低制限価格がなくても、品質は保証されるのか</p>	<p>これまで、南島原市が発注したコンサルタント業務の成果物として未完成となったものはなく、検査においても業務完了報告書等をもとに各担当部署が行ってきた。 成果品の品質として認められなかったという案件はこれまでに報告がない。</p>
<p>(2) 不落が増加している原因は</p>	<p>今回の抽出案件の中で「不落」となったものは、ほぼ災害復旧工事の案件である。 災害復旧工事については、毎年度不落件数が多く、特に年度末の発注工事分においては、不落となる案件が多い。 今回の抽出案件 118 件は 12 月から 3 月までの案件となっているため、これまでと比較した場合、増加傾向に見えるが、本年度に限り増加したわけではない。 不落となる理由としては、現場状況によるものが大半で、災害現場までの工事関係車両の進入路が容易にとれず、そのための仮設費用の負担も大きいこと。</p>

<p>(3) 災害復旧工事の発注事務について</p> <p>① 災害復旧工事に不落が多く、再入札を繰り返すなど、非効率的な面がある。</p> <p>② 3月15日に入札を行うなど、工期が短いものがある。</p> <p>③ 年度末に集中しないよう改善検討していくべきでは。</p> <p>(委員) 繰越明許の期限はいつか。</p> <p>(委員) 遅いものは、3月31日でも可能であるか。</p> <p>(委員長) これをもちまして、平成28年度第1回南島原市入札監視委員会を終了いたします。</p>	<p>また、災害工事については、国庫補助事業としての査定があり、仮設工事費としての計上にも基準があるため、安易に工事費の増額もできない。</p> <p>① 災害復旧工事の入札を行う基本的な方針として、不落となった案件については、指名業者を入れ替えて再度入札としている。 再度入札においても不落となった場合、原課へ差し戻し、見積りによる随意契約を行う。</p> <p>② 今回抽出案件と対象となった3月15日の入札については、査定時期が遅く行われたものと、再入札の案件である。 すべて繰り越しを見越した案件として発注している。</p> <p>③ 災害復旧工事については、国庫補助事業であり、査定を終えなければ発注できない。 現状としては、国の査定を終えたものから随時発注しているが、南島原市においては災害工事件数も多く、年明けの入札になる。</p> <p>(事務局) 基本的に11月頃に繰越該当案件は決めている。</p> <p>(事務局) 全く不可能であるとは言えないが、通常は補助事業等の決定は1月頃に確定している。 ただし、災害工事の確定時期については、査定などの関係により遅くなる傾向にある。</p>
---	--